**経営事項審査を受けていない者に係る申請の案内**

　財務省競争参加資格審査（建設工事）を受けるには、建設業法第27条の23に基づく経営事項審査を受ける必要があります。

ただし、物品の製造、販売、買受け及び役務の提供等を営む者のうち畳工事、厨房工事、衛生施設等の工事に準ずる行為を行う者又は建設業法第3条第1項ただし書の者については、建設業者とみなして資格審査を受けることができます。上記に係る申請を希望する場合は、受付案内 別記「受付場所」へお問い合わせください。